

小諸市自治基本条例の構成(案)

前 文(基本理念)		
章	節	条
1 総則		1 目的
		2 条例の位置づけ
		3 用語の定義
		4 自治の基本原則
2 各主体の権利・役割・責務	1 市民	5 市民の権利
		6 市民の役割
	2 市民活動団体	7 市民活動団体の役割
	3 区等	8 区等の役割
	4 事業者	9 事業者の役割
	5 市議会	10 市議会の責務
		11 市議会議員の責務
		12 市議会事務局職員の責務
	6 市の執行機関	13 市の執行機関の責務
		14 市長の責務
		15 市の執行機関の職員の責務
3 市政運営		16 市長の公約
		17 総合計画
		18 財政運営
		19 行政評価
		20 附属機関等
		21 情報公開及び説明責任
4 参加・協働		22 応答責任
		23 個人情報保護
		24 公聴手続
		25 行政手続
		26 他の自治体との連携
		27 参加・協働の推進
5 住民投票		28 まちづくりにおける連携
		29 住民投票
6 その他		30 住民投票の請求
		31 条例の見直し

前文

【自治の基本理念】

市民一人ひとりが自治の主体であることを自覚し、市民参加と情報共有により互いに暮らしやすい地域を協働でつくること。

■ワーキンググループでの意見と修正事項

第1章 総則

第1条（目的）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（目的） 第 条 この条例は、小諸市の自治の基本原則並びに<u>まちづくり</u>に関わる市民、市議会及び市の執行機関の役割や責任を明らかにするとともに、市政運営の基本的事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを協働して推進し、<u>自治の更なる発展</u>をめざすことを目的とします。	・「市民主体」の前に「市民活動が盛んな」という具体的な表現を入れる。	（目的） 第1条 この条例は、小諸市の自治の基本原則並びに<u>自治</u>に関わる市民、市議会及び市の執行機関の役割や責任を明らかにするとともに、市政運営の基本的事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを協働して推進し、<u>自治の発展</u>をめざすことを目的とします。

【修正点】

・「まちづくり」→「自治」

まちづくりを発展させたものが自治との定義であることから、自治との表現に改めました。

・「市民活動が盛んな」と「市民主体」

市民主体の中に、意味として市民活動が盛んであることが含まれるため、表現を加えませんでした。

・「自治の更なる発展」→「自治の発展」

条例にはなじまない言葉であるため更なるを削除しました。

【条文解説】

この条例が目指しているものを記しています。

ここでは、市民、市議会、市の執行機関が果たす役割や責務、市政運営にあたっての基本的事項等を、より良い小諸市をつくっていくためのルールとして自治基本条例へ定めることを趣旨として規定しています。

また、これらのルールに基づいた運用体制や制度を整備していくことによって、主権者である市民を主体とした協働のまちづくりを推進し、自治の発展を目指すことを目的として規定しています。

なお、この条例でいう自治、まちづくりについては第3条の用語の定義で、協働については第27条第2項で定義しています。

第2条（条例の位置づけ）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（条例の位置づけ） 第 条 この条例は、 <u>自治及び市政</u> に関する最高規範であり、（市民、市議会及び市の執行機関）は、誠実にこれを遵守するものとします。	・「自治及び市政」は自治の中に市政が含まれるのであれば表現が変わる。 ・自治の中に市民活動を含めるかにより表現が変わる。 →自治（市政、市民活動を含めた定義）	（条例の位置づけ） 第2条 この条例は、 <u>自治</u> に関する最高規範であり、市民、市議会及び市の執行機関は、誠実にこれを遵守するものとします。
2 <u>小諸市の他の</u> 条例、規則等を制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。		2 <u>市議会及び市の執行機関は、</u> 条例、規則等を制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。
3 <u>小諸市の基本構想等の計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、</u> この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。		3 <u>市議会及び市の執行機関は、基本構想等の計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、</u> この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。

【修正点】

- ・「自治及び市政」→「自治」

自治の中に市政も含まれると解釈するため、自治との表現に改めました。

- ・「市議会及び市の執行機関は、」の付加

第2項、第3項の対象を明確にするため、主語を付け加えました。

- ・「小諸市の他の」「小諸市の」の削除

第1条で、この条例について、小諸市のという位置づけがされ、条例全体に掛かることから、削除しました。

【条文解説】

自治基本条例を自治の最高規範として位置づけ、自治に関わる各々がこれを誠実に遵守することを記しています。

第2項では、条例同士には法解釈上上下下関係がないため、他の条例や規則等を制定、改廃する場合にはこの条例の趣旨を尊重して、この条例との整合を図ることを規定し、本条例が小諸市における最高規範であることの位置づけを確保しています。

第 3 項では、小諸市の具体的な政策を推進していくための総合計画等の策定や事業の実施においても、この条例に定める事項との整合を図ることを規定し、政策面においての最高規範性も確保しています。

第 3 条（用語の定義）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（用語の定義） 第 条 この条例において、使用する用語の意義は、次のとおりとします。		（用語の定義） 第 3 条 この条例において、使用する用語の意義は、次のとおりとします。
（1）市民 <u>本市の区域内に住所を有する人</u> のほか、市内で働く人、学ぶ人、活動する人若しくは団体をいいます。	・広い意味で市民を定義しておく。	（1）市民 <u>住民</u> のほか、市内で働く人、学ぶ人、活動する人若しくは団体をいいます。
（2）住民 <u>本市の区域内に住所を有する人</u> をいいます。	・住民投票との関係から、定住外国人を含んだもので定義する。	（2）住民 <u>本市の区域内に住所を有する人（定住外国人を含む）</u> をいいます。
（3）事業者 <u>市内で事業活動を行なう者</u> をいいます。		（3）事業者 <u>市内で事業活動を行なう者</u> をいいます。
（4）市の執行機関 <u>市長部局及び市の行政委員会</u> をいいます。	・個別に行政委員会を挙げることにする。	（4）市の執行機関 <u>市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会</u> をいいます。
（5）市民活動団体 <u>ボランティア団体等、公共的かつ公益的な目的をもった自主的に活動する組織</u> をいいます。		（5）市民活動団体 <u>ボランティア団体等、自主的に公益活動を行なう組織</u> をいいます。
（6） <u>地域自治組織</u> <u>本市の一定の地域に住む人が、自治意識に基づき主体的に活動する区等</u> の組織をいいます。	・「地域自治組織」では馴染みがないため「区等」とする。	（6） <u>区等</u> <u>本市の一定の地域に住む人が、自治意識に基づき主体的に活動する地域自治組織</u> をいいます。

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
(7) まちづくり 地域が抱えている課題を解決し、互いに暮らしやすい地域社会を実現するための取り組みをいいます。		(7) まちづくり 地域が抱えている課題を解決し、互いに暮らしやすい地域社会を実現するための取り組みをいいます。
(8) 自治 自分たちのことは、自分たちの意思と責任に基づき決定し、互いを認め合い、助け合いながらまちづくりを行なうことをいいます。		(8) 自治 自分たちのことは、自分たちの意思と責任に基づき決定し、互いを認め合い、助け合いながらまちづくりを行なうことをいいます。
(9) 参加 まちづくりの企画、立案、実施及び評価の各段階において、関わることをいいます。		(9) 参加 まちづくりの企画、立案、実施及び評価の各段階において、関わることをいいます。
(10) 協働 それぞれの役割と責任に基づき、まちづくりのために対等な立場で相互に補完し、協力して行動することをいいます。		第 27 条の参加・協働の推進で説明

【修正点】

- ・「本市の区域内に住所を有する人」→「住民」

第 2 号の住民で定義されているため、表現を改めました。

- ・「(定住外国人)」の付加

住民投票への参加を保障を明確にするため、付け加えました。

- ・「市長部局及び市の行政委員会」→「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会」

対象を具体的に示しました。

- ・「公共的かつ公益的な目的をもった自主的に活動する」→「自主的に公益活動を行なう」

公益的な活動は全て公共的な活動であることから公益活動へ統一し、それに伴い表現を改めました。

- ・「地域自治組織」→「区等」

地域自治組織との表現に馴染みが無いため、地域自治組織と区等を入れ替えました。

【条文解説】

自治の基本となるキーワードや共通の認識が必要な用語の意義を明らかにしています。

第 1 号「市民」とは、小諸市に住民登録を行なっている人だけではなく、小諸市で働く人や学ぶ人、活動する人や団体等と定義しています。これは、小諸市における課題の解決等のまちづくりを進めるにあたっては、小諸市に関係する様々な人の協力なくしては成し得ないことから、その権利や役割を規定するため、ここで市民を広く定義しています。

第 2 号「住民」とは、住民登録を行なっている人（定住外国人を含む）と定義しています。これは、住民登録により市民税等の納税負担の義務を負うことから、最も市政に関係する人として、本条例内で住民投票の権利を位置づけるためものです。また、小諸市内に住所を有する外国人も、小諸市を構成する一員であることから、定住外国人もその範囲として定義し、住民投票等の権利があることを明確にしています。

第 3 号「事業者」とは、市民だけでなく市内で事業活動を行なう事業者も、その社会的責任を自治基本条例に役割として規定することから、定義としてその存在を明らかにしました。

第 4 号「市の執行機関」とは、市の代表者としての市長をはじめとする地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項に規定されている執行機関のことを指し、ここでは小諸市における執行機関の全てを記載しています。

第 5 号「市民活動団体」とは、ボランティア団体等を指しています。ボランティア団体等は、まちづくりの担い手として欠かせない存在であることから、その役割を自治基本条例に規定するため、自主的に公益活動を行なう組織として定義しました。

第 6 号「区等」とは、地域における住民同士が自治意識に基づいて主体的に活動する、いわゆる「自治会」、「区」といった地縁を基盤とした組織を指しています。小諸市に住む人にとって最も身近な組織とも言え、公共サービスの一部受託や地域防災・防犯といった区等の活動は、地域の課題解決のためには欠かせない存在となっています。

第 7 号「まちづくり」とは、互いに暮らしやすい地域社会を実現するための取り組みとして、市議会や市の執行機関が行う市政部分だけでなく、市民自らが行う公共的な活動も含めた広い定義としています。

第 8 号「自治」とは、自分たちの意思と責任に基づいて行なうまちづくりとして、日本国憲法 92 条に規定されている地方自治の本旨である「住民自治」と「団体自治」との両方を含んだ広いものと定義としています。

第 9 号「参加」とは、暮らしやすい地域社会の実現のために、まちづくりの企画立案から実施及び評価までのすべての過程において主体的に市民が関わることに定義しています。市の審議会へ委員として加わることなどは、市政への参加の一つです。

第4条（自治の基本原則）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（自治の基本原則） 第 条 次に掲げる基本原則により自治を行ないます。		（自治の基本原則） 第4条 自治の基本原則は次のとおりとします。
（1）市民主体の原則 市民は、 <u>市民一人ひとり</u> が主体であることを自覚し、互いを尊重しながらまちづくりを進めます。		（1）市民主体の原則 市民は、 <u>それぞれ</u> が主体であることを自覚し、互いを尊重しながらまちづくりを進めます。
（2）参加と協働の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、積極的な参加と協働によりまちづくりを進めます。	・参加と協働が対等であるため、参加し、協働によりまちづくりを進めるという表現にする。広い意味で協働を使う。	（2）参加と協働の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、積極的な参加と協働によりまちづくりを進めます。
（3）情報共有の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、互いに情報を共有し、まちづくりを進めます。		（3）情報共有の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、互いに情報を共有し、まちづくりを進めます。

【修正点】

- ・「次に掲げる基本原則により自治を行ないます。」→「自治の基本原則は次のとおりとします。」

自治はまちづくりを行なうこととの定義であることから修正を加え、自治の基本原則であることを明確にする表現にしました。

- ・「市民一人ひとり」→「それぞれ」

市民には団体も含まれるため表現を改めました。

- ・「積極的に参加し、協働により」の表現

第1号、第2号との表現のバランス、また変更した場合に主語を補う言葉が無いため、表現を変更しませんでした。

【条文解説】

前文に規定する基本理念や第1条の目的の実現に向け行動していくにあたっての、みんなで守っていく基本的なきまりを規定しています。

第1号では、市民がまちづくりの主体者であることを明らかにし、それぞれの立場や役割を互いに尊重しながらまちづくりを進めていくことを規定しています。

第2号では、多様化してきている地域課題や市民ニーズへは、議会や市の執行機関だけでは対応が困難であり、これらの解決のためには協働することが必要不可欠となってきたことから、まちづくりを進めるにあたっては協働を基本とすることを規定しています。協働は、市の執行機関と市民のほか、市民同士や更には複数での協働など広い意味のものとなります。

第3号では、まちづくりにあたって必要不可欠な情報の共有を規定しています。課題や目的などの情報共有は協働を進めていくための大前提となるものです。

第2章 各主体の権利・役割・責務

第1節 市民

第5条（市民の権利）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（市民の権利） 第 条 市民は、市政及びまちづくりに参加する権利を有します。	・市政を含むまちづくりの定義により整理。	（市民の権利） 第5条 市民は、 <u>まちづくり</u> に参加する権利を有します。
2 市民は、市政及びにまちづくりに関する情報を知る権利を有します。		2 市民は、 <u>まちづくり</u> に関する情報を知る権利を有します。

【修正】

・「市政及びまちづくり」→「まちづくり」

まちづくりの中に市政も含まれた定義となっているため、まちづくりと表現を改めました。

【条文解説】

まちづくりにあたって、市民が有する権利を記しています。

第1項では、住民投票や審議会の委員といった具体的な市政への参加のほか、多様な協働の場への参加の権利を規定しています。権利として規定することにより、参加しない権利も持ち合わせ、参加しないという選択によって不利益を受けるものではないことも表しています。

第2項では、第1項の参加のために、まちづくりに関する情報を受け取るだけでなく、自らも積極的に情報を取得できることを権利として規定しています。

なお、憲法や法律で当然に保障されている様々な市民の権利については、ここで改めての規定はしていません。

第6条（市民の役割）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（市民の役割） 第 条 市民は、互いに <u>住み</u> やすい地域社会を実現するよう努めるものとします。	・「住みやすい」という表現は住んでいる人と限定している。	（市民の役割） 第6条 市民は、互いに <u>暮らし</u> やすい地域社会を実現するよう努めるものとします。
2 市民は、 <u>市政及びまちづくり</u> に参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任をもつものとします。		2 市民は、 <u>まちづくり</u> に参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任をもつものとします。

【修正】

・「住みやすい」→「暮らしやすい」

住みやすいという表現が、市民の定義に反して住んでいる人に限定しているため、生活の営み全般を表す暮らしに改めました。

・「市政及びまちづくり」→「まちづくり」

まちづくりの中に市政も含まれた定義となっているため、まちづくりと表現を改めました。

【条文解説】

基本理念や目的の実現に向け、市民が果たす役割を規定しています。権利を行使するにあたっては、その役割を果たすことが重要となります。

第1項では、自分だけではなくお互いに暮らしやすい地域社会を実現することへの努力を規定しています。

第2項では、当然のことですが、それぞれが責任をもって参加することによってまちづくりが成り立つことを記しています。

第2節 市民活動団体

第7条（市民活動団体の役割）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（市民活動団体） 第 条 市民活動団体は、地域社会の担い手であることを自覚し、それぞれの特性を生かしながらまちづくりの推進に努めます。		（市民活動団体） 第7条 市民活動団体は、地域社会の担い手であることを自覚し、それぞれの特性を生かしながらまちづくりの推進に努めます。

【修正】

・「章」の変更

市民活動団体がまちづくりに果たす役割が大きいことから、その役割を明確にするために第2章へ変更しました。

【条文解説】

地域課題の解決などまちづくりを進めるにあたっては、ボランティア団体等の市民活動団体の役割は欠くことができず、その存在は地域社会の担い手となってきています。ここでは、市民活動団体はその特性に応じた役割の中で、まちづくりを進めていくことを規定します。

第3節 区等

第8条（区等の役割）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（地域自治組織） 第 条 地域自治組織は、対象地域における共通課題を解決し福祉の向上を図ります。	・「地域自治組織」を区等と言い変える。	（区等） 第8条 <u>区等</u> は、対象地域における共通課題を解決し福祉の向上を図ります。
2 地域自治組織がまちづくりを推進する場合は、対象地域に住む人の意見の把握と集約に努めます。		2 <u>区等は、まちづくりを推進するため、対象地域に住む人の意見の把握と集約に努めます。</u>
3 本市に住む人は、地域自治組織へ加入するものとします。	・区への参加は、住む上での前提である。	3 本市に住む人は、 <u>区等へ加入しなければなりません。</u>
4 地域自治組織は、対象地域に住む人の参加の機会を確保すると共に、参加、協力に必要な環境づくりに努めます。		4 <u>区等は、対象地域に住む人の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに努めます。</u>

【修正】

・「地域自治組織」→「区等」、「区等」→「地域自治組織」

地域自治組織との表現に馴染みがないため、区等と地域自治組織を入れ替えました。

・「場合」→「ため」

区等の活動は、全てまちづくりにあたるため、表現を改めました。

・「するものとします。」→「しなければならない。」

第3項の条文解説の理由から表現を改めました。

【条文解説】

いわゆる自治会は、「対象とした地域」のまちづくりを行なうための組織といえます。今まで、このように地縁により結びついた区等の組織に関しては、条例等による位置づけがされていない状態でしたが、第1項により、対象地域における共通課題の解決と福祉の向上を目的とした組織として、その存在が位置づけられました。

第2項では、区等の活動が、その構成員である対象地域に住む人の総意によって行なわれなければならないことを示し、意見の把握と集約への努力を規定しています。なお、住む人とは、住民登録の有無ではなく、対象地域に住んでいる人を指しています。各区等の地域特性により、別荘所有者や事業者も対象としている場合もあります。

第3項では、ごみ出しルールを守ること、道路清掃等への参加や防犯、防災活動などへ参加の助け合いが、地域で生活していくために果たすべき責務であることの認識から、小諸市へ住む人は、その地域の区等へ加入し、活動していくことを決意として規定しています。

第4項では、対象地域に住む人が区等へ参加機会の確保と活動を行なうための環境づくりなど、住む人が参加するために区等側が果たす役割を規定しています。

第4節 事業者

第9条（事業者の役割）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（事業者の役割） 第 条 事業者は、社会的責任を自覚し、地域社会の一員としてまちづくりに寄与するものとします。		（事業者の役割） 第9条 事業者は、社会的責任を自覚し、地域社会の一員としてまちづくりに寄与するものとします。

【条文解説】

社会経済活動を行なう事業者も地域社会の一員との考えから、その役割の自覚とまちづくりへの貢献について記しています。

第5節 市議会

第10条（市議会の責務）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（市議会の責務） 第 条 市議会は、市民を代表する意思決定機関として、市政を監視及び評価し、 <u>適切な運営を確保するものとします。</u>	・「適切な」の後に「市政」を付け加える。	（市議会の責務） 第10条 市議会は、市民を代表する意思決定機関として、市政を監視及び評価し、 <u>適切な市政運営を確保しなければなりません。</u>
2 市議会は、自治の発展のため、積極的な政策立案及び政策提言に <u>努めるものとします。</u>	・「積極的な」の前に「市民の意思を的確に把握し、」を付け加える。	2 市議会は、自治の発展のため、 <u>市民の意思を的確に把握し、</u> 積極的な政策立案及び政策提言に努めなければなりません。
3 市議会は、市民に対する説明責任を果たし、市民参加による開かれた議会運営を行なうものとします。	・「市民に対する説明責任を果たし」を「市民に積極的に情報公開し、」に変更する。	3 市議会は、 <u>市民に積極的に情報公開し、</u> 市民参加による開かれた議会運営を <u>行なわなければなりません。</u>

【修正】

・「市政」の付加

分かりやすい表現に改めました。

・「しなければなりません。」への変更

議会及び市の執行機関は、主権者である市民のためにまちづくりを行う義務があることから、表現を改めました。第2章第5節の市議会及び第6節の市の執行機関の部分全てを同様に改めています。

・「市民に対する説明責任を果たし」→「市民に積極的に情報公開し」

市議会の自発的な情報発信との意味で表現を改めました。（市議会自治基本条例策定委員会で検討）

【条文説明】

地方公共団体の長とともに市民を代表する機関である議会の責務を記しています。

第1項では、議会は市民を代表する意思決定機関であることから、市民の意思が適切に市政に反映されているか、市政を監視し評価することを義務として規定しています。

第2項では、議会自らも市民の意思を的確に把握した政策の立案、提言を積極的に行なうことを規定しています。

第3項では、市民の知る権利への対応として、議会が保有する情報の積極的な発信と本会議や常任委員会、特別委員会の原則公開などといった開かれた議会運営を目指すことを規定しています。

第11条（市議会議員の責務）

市議会自治基本条例策定委員会（案）	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（市議会議員の責務） 第 条 市議会議員は、市議会の責務を自覚し、その職務を誠実に遂行するものとします。	・市長の責務とのバランスも考慮して市議会議員の責務も盛り込みたい。	（市議会議員の責務） 第11条 <u>市議会議員は、市議会の責務を自覚し、政治倫理の確立に努め、その職務を公正かつ誠実に遂行しなければなりません。</u>
2 市議会議員は、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に責務を遂行するものとします。		

【修正】

・「市議会議員の責務」の追加

第2章第6節の市の執行機関とのバランスも考慮し、市議会を構成する市議会議員としての活動原則も規定が必要との考えから、市議会議員の責務を条項として追加しました。（市議会自治基本条例策定委員会で検討）

【条例解説】

市民を代表し議会を構成する市議会議員の責務を記しています。

ここでは、前条に規定されている市議会の責務の自覚と誠実な職務の遂行を市議会議員に求め、市議会議員としての政治倫理の確立への努力を規定しています。なお、政治倫理に関する細かな内容は、小諸市政治倫理条例に規定されています。

第 1 2 条（市議会事務局職員の責務）

市議会自治基本条例策定委員会（案）	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
		（市議会事務局職員の責務） 第 1 2 条 市議会事務局の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に市議会の活動を補佐しなければなりません。

【修正】【条文解説】

・「市議会事務局職員の責務」の追加

市議会事務局は、住民の代表である市議会議員の活動をサポートするため、市の執行機関とは独立した機関として設置されています。ここで、市の執行機関の職員とは別に、独立機関の職員としての能力の向上に努めること、市議会の活動を補佐することを責務として規定します。

第 6 節 市の執行機関等

第 1 3 条（市の執行機関の責務）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
	たたき台では、市長と職員の責務を規定しているため、市の執行機関の責務を規定する。	（市の執行機関の責務） 第 1 3 条 市の執行機関は、市民の福祉の向上を図るため、その事務を自らの判断と責任において誠実に執行しなければなりません。

【修正】【条文解説】

・「市の執行機関の責務」の追加

地方自治法第 138 条の 2 で規定している執行機関の義務に基づき、市の執行機関の責務を規定しています。

第 1 4 条（市長の責務）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
<u>（市の執行機関の責務）</u> 第 条 市長は、市民の信託に応え、市の執行機関の代表者として市民との対話を重視し、 <u>公正誠実</u> に市政を運営します。	・（市の執行機関の責務）ではなく、（市長の責務）とする。	<u>（市長の責務）</u> 第 1 4 条 市長は、市民の信託に応え、 <u>市の代表者</u> として市民との対話を重視し、 <u>公正かつ誠実</u> に市政を運営しなければなりません。

【修正】

- ・「市の執行機関の責務」→「市長の責務」

市の執行機関ではなく、内容が市長の責務であるため修正しました。

- ・「市の執行機関の代表者」→「市の代表者」

市の執行機関の中に市長も含まれる定義となっており、執行機関だけではなく、市民も代表することから表現を改めました。

- ・「公正誠実」→「公正かつ誠実」

市議会議員の責務への記載内容と表現を統一しました。

【条文解説】

市長は、市民の信託を受けた者として、その信託に応える義務があり、また、市民の意向を重要視しながらまちづくりに取り組んでいく必要があることを市長の責務として規定しています。

なお、対話などの具体的な方法については、更に個別の条例や規則を制定し、制度として確立していかなければなりません。

第 1 5 条（市の執行機関の職員の責務）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
2 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、 <u>誠実をもって効率よく</u> 職務を遂行します。	・（市の執行機関の職員の責務）として項目を設ける。	<u>（市の執行機関の職員の責務）</u> 第 1 5 条 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、 <u>誠実かつ効率的</u> に職務を遂行しなければなりません。

【修正】

・「市の執行機関の職員の責務」の追加

市の執行機関の職員としての責任を明確にするため、新たに条として追加しました。

・「誠実をもって効率よく」→「誠実かつ効率的」

条例全体に合わせた表現としました。

【条例解説】

市の執行機関の職員は、市民全体の奉仕者として、職務に必要な知識を自ら得るため、積極的に情報を収集し、能力を向上させていく必要があります。ここでは、職員としての自己啓発への努力義務のほか、職務へは誠実に効率よくあたることを規定します。

第3章 市政運営

第16条（市長の公約）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（市長のローカル・マニフェスト） 第 条 市長選挙の立候補予定者は、市民が政策を選択できるよう政策の理念と目標を明確にして、達成したかどうか検証可能な具体的な公約（以下「ローカル・マニフェスト」といいます。）を作成するよう努めます。	・ マニフェストを作成し、当選した場合の総合計画の盛り込みと達成状況の公表を条例に入れたい。 ・ 住民の意見を政府に反映する「政治」過程は、住民の権利のため制限する規定は盛り込まず、住民に戻していく「行政」過程の部分を盛り込む。 ・ 政治の部分を縛ることはせず、市民に戻していく部分で枠をかける。 ・ マニフェストの作成努力については規定せずにいきたい。	（市長の公約） 第16条 <u>市長は、選挙時の公約を、総合計画に反映させます。</u>
	・ 達成状況の公表を条例に入れたい。	<u>2 市長は、前項に掲げた公約が検証可能な公約の場合は、年1回以上その達成状況を市民に分かりやすく公表します。</u>
2 市の執行機関は、立候補予定者がローカル・マニフェストを作成できるよう、その求めに応じて必要な協力をします。	・ 情報公開の中で対応すべきで必要ない。 ・ 情報公開の前段として入れた方がいい。 ・ 2項、3項は必要である。	削除
3 市長は、市民の信託を受けたローカル・マニフェストを、市政に反映させるよう努めます。	・ あたり前の内容で不要。	第1項へ総合計画への盛り込みとして規定。

【修正】

・自治基本条例への「マニフェスト」の盛り込み

マニフェストについては、ワーキンググループの中で大変議論になった部分になります。議論を進めていく中で、住民の持っている市長への立候補の権利や市長を選ぶ権利を「政治」と捉え、この権利を制限する内容は規定せずに、住民の意見を実際に実行に移して住民に戻していく過程を「行政」と捉えて、この部分を自治基本条例へ規定し、住民が選んだ市長の公約を確実に実行できるような内容にするという方向性が出たため、マニフェストの作成義務については、削除しました。

また、庁内会議において検討する中で、マニフェストだけでなく選挙時の公約を、住民が選んだものとして市長は市政へ反映していくべきものとの考えから、政策展開の最上位である総合計画へ市長公約を反映するよう条文の内容を変更しました。実際に小諸市においては、昨年度総合計画を策定したところですが、市長マニフェストを市政へ反映するため、市長任期に合わせた計画年としています。

2 項へは、公約が検証可能な公約（マニフェスト）の場合は、検証を行い、その達成状況を年 1 回以上市民への分かりやすく公表することを規定しました。なお、マニフェストではない公約の場合は、総合計画の行政評価等によって、その進捗状況を公表することになります。

マニフェスト作成への協力については、賛否両論ありましたが、マニフェスト作成支援に関する要綱や情報公開条例による情報提供以上の提供が不可能であるため、自治基本条例に情報公開に関する内容を規定することで対応することといたしました。

【条文解説】

市長選挙立候補者が掲げる公約は、一般的な公約と政策の理念と目標を明確にし、その達成の期限や予算を示した検証可能な公約（マニフェスト）があります。どのような公約を作成するかは、候補者の持つ権利であり、また、どの公約を選択するのは市民が持つ権利です。しかしながら、当選した際、市長には、掲げた公約を実現していく責任があります。1 項では、市民が信託した公約の実効性を高めていくものとして、公約を総合計画に反映させることを規定しています。なお、小諸市では、平成 20 年度策定の総合計画から、その計画年を市長任期に合わせたもとしています。

2 項では、検証可能な公約を掲げた場合に、その達成状況を年 1 回上公表することとして、情報提供の責任を果たすものとしています。また、検証可能ではない、いわゆる公約の場合は、その公約自体の検証が難しいことから、総合計画に反映させ、行政評価等を実施して市民に公表することにより達成状況に関する情報提供の責任を果たすことになります。

第 17 条（総合計画）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（総合計画） 第 条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想及び基本計画から構成される総合計画を策定するものとします。		（総合計画） 第 17 条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想及び基本計画から構成される総合計画を策定します。
2 市長は、総合計画の策定にあたっては、市民の意見を反映させるため、あらかじめ計画に関する情報を市民に提供し、広く市民の参加を得るものとします。		2 市長は、総合計画の策定にあたっては、市民の意見を反映させるため、あらかじめ計画に関する情報を市民に提供し、広く市民の参加を得ます。
3 市の執行機関は、総合計画の内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく公表するものとします。		3 市長は、総合計画の内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく公表します。
	・ 社会情勢の変化による総合計画の見直しに関する内容も記載した方がいい。	4 市長は、社会経済情勢の変化に的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて総合計画を見直します。

【修正】

- ・「するものとします。」→「します。」

第 3 章の市政運営に関わる部分については、議会や市の執行機関が市民のために実行していくことであるため、宣誓する形に語尾を変えています。

- ・「市の執行機関」→「市長」

市長が総合計画を策定するため、公表についても市長が行なうよう表現を統一しました。

- ・「総合計画の見直し」の追加

社会情勢の変化への迅速で的確な対応が必要なため、必要に応じて総合計画を見直していくことを追加しました。

【条文解説】

地方自治法には、市町村は、総合的かつ計画的な行政運営を図るために、基本構想を定め、これに即して事務を処理することと規定されています。自治基本条例では、この規定に基づき、基本構想だけでなく具体的な施策を記した基本計画を含めて総合計画と位置づけ、これを策定することにより計画的な市政運営を推進していくことを規定しています。

第2項では、総合計画の策定にあたっては、市長が計画に関する情報を市民に積極的に提供し、審議会や説明会、公聴手続などによって市民参加を図りながら進めていくことを規定しています。

第3項では、策定した総合計画について、進捗状況も含めて、市民に分かりやすく情報を提供することを規定しています。

第4項では、総合計画が複数年にわたるものであることから、社会情勢や市民ニーズの変化に迅速に対応するため、その内容について検証し、必要であれば見直しを実施していくことを規定しています。

第18条（財政運営）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（財政運営） 第 条 <u>市の執行機関</u> は、総合計画に基づく予算編成及び予算執行を行い、最少の経費で最大の効果をあげるよう、健全な財政運営に努めるものとします。		（財政運営） 第18条 <u>市長</u> は、総合計画に基づく予算編成及び予算執行を行い、最少の経費で最大の効果をあげるよう、健全な財政運営に努めます。
2 <u>市の執行機関</u> は、予算及び決算その他市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表するものとします。		2 <u>市議会及び市の執行機関</u> は、予算及び決算その他市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表します。

【修正】

- ・「市の執行機関」→「市長」

地方自治法において、予算の編成と執行は、市長の事務として規定しているため、市長へ変更しました。

- ・「市の執行機関」→「市議会及び市の執行機関」

市議会には市政を監視、評価する責務があることから、市議会からの情報提供を付け加えました。

【条文解説】

財政運営は、政策展開の最上位に位置づけられる総合計画に基づき、計画的に行われなければなりません。ここでは、限られた財源を有効に活用することによる健全財政への努力を規定しています。

第2項では、市政運営の透明性の確保と市政への市民参加のための情報提供として、財政に関する情報を分かりやすく公表することを規定しています。議会においても会計監査を実施することから、市議会による公表も規定しています。

第19条（行政評価）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修正
（行政評価） <u>第 条 市の執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映するものとしします。</u> <u>2 市の執行機関は、行政評価を市民参加により実施するものとしします。</u> <u>3 市の執行機関は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するものとしします。</u>	（第7回WG後の意見） 行政・議会による評価だけでなく市民による評価条項を加えられないでしょうか。加えることが難しいならば、市民から見て良かったこと、悪かった事、こうしてほしかった事などをありのまま整理して公表する制度が必要なのではないかと思いますが	（行政評価） <u>第19条 市の執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、市民参加による行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策等に反映します。</u>

【修正】

・「項」の統一

第2項、第3項について、簡潔に第1項に盛り込めることができるため、項を統一しました。

【条文解説】

効率的、効果的な行政運営を推進していくためには、実施した事業の評価を確実にを行い、見直し、その結果を総合計画の進行管理や予算編成などに反映させていくことが必要です。行政評価を確実にを行うにより、計画、実施、評価、見直しといったサイクルを定着させる規定になります。また、市の執行機関が行なう自己評価ではなく、市民参加による評価を実施し、情報の共有の原則から、その結果を市民に分かりやすく公表することを規定しています。

なお、小諸市では現在、行政評価実施のための要綱等がありませんので、今後、行政評価の仕組みを整備していくことになります。

第20条（附属機関等）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（附属機関等） 第 条 市の執行機関は、附属機関等を組織する場合、原則として市民からの公募による委員を参加させなければなりません。		（附属機関等） 第20条 市の執行機関は、附属機関等を組織する場合、原則として市民からの公募による委員を参加させます。
	・男女の構成、各種団体、重複など審議会の細かなあり方を整理する必要がある。 ・幅広い人材の登用を含める。	2 市の執行機関は、附属機関等の委員構成について、その機関の目的に応じて男女の比率、他の附属機関等との重複を十分考慮の上、多様な人材を登用します。
	・多様な人が公募に参加できるような条件整備を含める。	3 市の執行機関は、附属機関等の会議に市民が参加しやすいよう、時間、場所その他開催方法等に配慮します。
2 市の執行機関は、附属機関等の会議を原則として公開するものとします。		4 市の執行機関は、附属機関等の会議を原則として公開します。

【修正】

・「多様な人材の登用」、「参加しやすい条件整備」の付加

ワーキンググループでいただいた意見から、2項目を付け加えました。

【条文解説】

地方自治法に規定されている総合計画や都市計画の審議会などの附属機関の委員として加わることも市民参加の一つの方法です。ここで、市の執行機関が附属機関等を組織する場合には、原則として市民からの公募による委員を加えることを規定し、市民が市政へ参加する権利を確保しています。第2項では、附属機関の構成について、その目的により男女の比率や他の附属機関の重複などに留意し、中立な立場で多様な人材の登用に努めることを規定しています。第3項では、附属機関等の会議の時間や場所などにより、予め参加する人が限定されるものではなく、多くの市民が参加を検討できるよう開催方法等に配慮することを規定しています。第4項では、附属機関の委員としてだけでなく、傍聴や会議録等を見ることによる市政への参加権利確保のため、原則として会議を公開することを規定しています。

第 2 1 条（情報公開及び説明責任）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
<u>（情報の提供及び公開）</u> <u>第 条 議会及び市の執行機関は、開かれた市政運営を行なうため、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識し、適切に情報提供及び情報公開するものとしします。</u>	・企画立案段階での情報提供も盛り込むべき。	<u>（情報公開及び説明責任）</u> <u>第 2 1 条 市議会及び市の執行機関は、開かれた市政運営を行なうため、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識するとともに、施策の各段階において適切に情報公開及び情報提供を行い、市民に分かりやすく説明します。</u>
<u>（説明責任）</u> <u>第 条 市の執行機関は、市政運営の透明性を高めるため、市政について市民及び議会に分かりやすく説明するものとしします。</u>	・企画立案段階での情報提供も盛り込むべき。	

【修正】

・「条文」の統一

情報を提供するためには、当然に説明する責任もあることから、内容として重複することの多い2つのたたき台をまとめました。

【条文解説】

市政に関する情報は、市民との共有財産です。施策の企画、立案、実施及び評価の各段階において、適切な情報の提供や公開を行い、説明する責任を、市議会と市の執行機関が果たすことを規定しています。積極的な市の執行機関からの発信により市民との情報の共有を進め、また、文書の公開請求といった制度の活用により市民からの求めに適切に応じることも示しています。市民の知る権利に対応した規定になっています。

第 2 2 条（応答責任）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（応答責任） 第 2 条 議会及び市の執行機関は、市民からの意見、要望等に対して迅速かつ誠実に <u>応答するものとします。</u>		（応答責任） 第 2 2 条 市議会及び市の執行機関は、市民からの意見、要望等に対して迅速かつ誠実に <u>応答します。</u>

【条文解説】

市民から寄せられる意見や要望等に対して、市議会や市の執行機関は、迅速かつ誠実に応答する義務と責任を負っていることを記しています。

第 2 3 条（個人情報保護）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
個人情報保護） 第 2 条 議会及び市の執行機関は、個人の権利及び利益が不当に侵害されることがないよう、適正に個人情報を取り扱 <u>うもの</u> と <u>します。</u>		（個人情報保護） 第 2 3 条 市議会及び市の執行機関は、個人の権利及び利益が不当に侵害されることがないよう、適正に個人情報を取り扱 <u>いま</u> <u>す。</u>

【条文解説】

情報の提供や公開を積極的に行なう中で、特に配慮しなければならないのが個人情報になります。個人の権利や利益が不当に侵害されることがないよう、適正な取り扱いを規定しています。

なお、詳細については、小諸市個人情報保護条例に規定されています。

第 2 4 条（公聴手続）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（意見聴取手続） 第 条 市の執行機関は、市政に係る重要な施策を実施しようとするときは、事前にその案を公表し、市民が意見を述べる機会を設けなければなりません。	・「重要」と「事前」が不透明。 ・「事前」の公表と応答について、市政運営の情報公開、説明責任、応答責任の部分で対応することになる。全体の中での整理が必要。	（公聴手続） 第 2 4 条 市の執行機関は、市政に係る重要な施策を実施しようとするときは、事前にその案を公表し、市民が意見を述べる機会を設けます。
2 市の執行機関は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表するものとします。		2 市の執行機関は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を公表します。

【修正】

・章「参加・協働」→「市政運営」への移動

市政運営に関わることであるため、章を移動しました。

【条文解説】

国で実施しているパブリックコメント制度と同様の制度となります。国では、その対象を法令等の設定、改廃や規制の設定等の限定的なものとしていますが、ここでは、市政に係る重要な施策と幅広く規定し、その案の公表と市民が意見を述べることができる機会の確保を規定しています。

第 2 項では、第 1 項により提出された意見について、その採否及び理由を公表するとし、施策の決定過程の透明性を確保する規定となっています。

意見募集の期間や公開の方法といった具体的内容については、今後、例規等を整備し制度を確立していきます。

第 2 5 条（行政手続）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（行政手続） 第 条 市の執行機関は、市民の権利利益の保護を図るため、処分、指導、届出等の手続に関する事項を明らかにし、透明で公正な行政手続を確保するものとします。		（行政手続） 第 2 5 条 市の執行機関は、市民の権利利益の保護を図るため、処分、指導、届出等の手続に関する事項を明らかにし、透明で公正な行政手続を確保します。

【条文解説】

行政手続に関するルールを予め市民に明らかにすることにより、市民の権利利益の保護と行政の透明性を確保することを目的とした規定になります。

なお、行政手続に関する詳細は、小諸市行政手続条例に規定しています。

第 2 6 条（他の自治体との連携）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（他の自治体との連携） 第 条 議会及び市の執行機関は、共通するまちづくりの課題の解決、事業の効率化及び市民サービスの向上等を目指し、他の地方自治体との相互協力、連携に努めるものとします。		（他の自治体との連携） 第 2 6 条 議会及び市の執行機関は、共通するまちづくりの課題の解決、事業の効率化及び市民サービスの向上等を目指し、他の地方自治体との相互協力、連携に努めます。

【修正】

- ・章「その他」→「市政運営」への移動

市政運営に関わることであるため、章を移動しました。

【条文解説】

議会や市の執行機関は、自らの責任によって地域課題の解決に取り組むことが原則ですが、複数の市町村で取り組むことにより効率化が図られたり、市民サービスが向上したりする場合があります。軽井沢町や御代田町と行なっている共同事業などや姉妹都市など遠方の自治体との災害時の協力協定などがそれにあたります。ここでは、市単独では解決が難しい課題の解決などに向け、それぞれの自治体の特性に応じた役割により、連携、協力していくことを規定しています。

第4章 参加・協働

第27条（参加・協働の推進）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（参加・協働の推進） 第 2 条 市の執行機関は、市民の意見が市政へ適切に反映されるよう、市政への市民参加を <u>推進するものとします。</u>		（参加・協働の推進） 第 2 7 条 市の執行機関は、市民の意見が市政へ適切に反映されるよう、市政への市民参加を <u>推進します。</u>
2 市民、議会及び市の執行機関は、それぞれの役割と責任に基づき、 <u>対等な立場で</u> 相互に補完し、協力して行動する協働のまちづくりを <u>推進するものとします。</u>	・市民のためにまちづくりが行なわれるのであれば、市民、議会、市の執行機関が対等であるという表現に違和感がある。 ・「対等な立場で」を使わずに繋げてもおかしくはない。	2 市民、市議会及び市の執行機関は、それぞれの役割と責任に基づき、相互に補完し、協力して行動する協働のまちづくりを <u>推進します。</u>
3 市の執行機関は、協働のまちづくりを推進するため、必要な施策を <u>講じるものとします。</u>	・議会からの支援も必要。（市民活動団体の部分で議論）	3 市議会及び市の執行機関は、協働のまちづくりを推進するため、必要な施策を <u>講じます。</u>
4 市の執行機関は、協働の推進にあたっては、市民の自主性及び自立性を尊重し、その活動を <u>支援するよう努めるものとします。</u>		4 市の執行機関は、協働の推進にあたっては、市民の自主性及び自立性を尊重し、その活動を <u>支援します。</u>

【修正】

- ・「対等な立場で」を削除

ワーキンググループでの意見に基づき、削除しました。

- ・「市議会及び」の付加

政策立案及び提言に努める市議会の責務、条例を提案できる権能等から市議会を付け加えました。

【条例解説】

市政は、主体者である市民の意見が適切に反映されたものでなければならず、そのためには、市民参加は欠くことができません。審議会の委員や説明会への出席、アンケートへの協力など参加の形態は様々ですが、第 1 項では、これらの市民参加を推進していくことを規定しています。今後、この条文に基づき、市民参加条例といった市民参加のあり方や具体的な手続を示した制度の整備を進めていくことになります。

第 2 項では、原則に記した協働のまちづくりを推進するための基本的ルールとして、協働は役割と責任に基づいたものであること、お互いに補完し合い、協力するものであることを規定しています。

第 3 項では、協働していくための施策の推進を規定しています。今後、市の執行機関において、前項に示した基本的ルールを原則とした協働のためのルールブックづくりや拠点整備、窓口の設置などを進めていきます。

第 4 項では、協働を推進するにあたって、市の執行機関が市民の活動を支援することを規定しています。また、支援を理由にその自主性や自立性を損なうものであってはならず、その活動を尊重することも規定しています。

第28条（まちづくりにおける連携）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（まちづくりにおける連携） 第 条 市民活動団体と地域自治組織は、調整を図り、連携してまちづくりを <u>推進するもの</u> とします。	・「地域自治組織」を区等と言い変える。	（まちづくりにおける連携） 第28条 市民活動団体と <u>区等</u> は、調整を図り、連携してまちづくりを <u>推進</u> します。
		<u>2 市長は、市民活動団体並びに区等からの要請に基づき、調整会議の開催等連携のために必要な支援を行ないます。</u>
2 市民活動団体及び地域自治組織は、市長へまちづくりに関する意見を述べることができます。	・議会へも述べられるようにしたい。 ・議会は必要ない。	<u>3 市民活動団体及び区等は、市議会及び市長へまちづくりに関する意見を述べる</u> ことができます。
3 市長は、市民活動団体及び地域自治組織の自主性、自立性を尊重し、その活動に応じて支援します。		参加・協働の推進部分に統一
	・2項の提言に対し、応答責任についても規定するか検討が必要。	市政運営の応答責任へ記載
4 市長は、事務事業の一部を市民活動団体及び地域自治組織に委ねることができます。この場合において、市長は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じるものとします。		<u>4 市長は、事務事業の一部を市民活動団体及び区等に委ねる</u> ことができます。この場合において、市長は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じるものとします。

【修正】

・「市議会及び」の付加

地元議員などといった身近な市議会議員へも意見を述べられることを確保するため付け加えました。

・「第２項」の追加

第１項の連携にあたり、具体的な調整方法として、市長が調整会議を開催するなどの支援を行なうことを付け加えました。

【条文解説】

今日、地域の課題解決のために、大きな役割を果たす市民活動団体と区等の連携したまちづくりの推進を規定しています。同じ目的をもってまちづくりに取り組む場合、お互いの役割の調整と連携が、大きな効果を上げるためには必要です。

第２項では、第１項の連携のために、市長が、調整会議を開催するなど調整役としての支援を行なうことを規定しています。

第３項では、市民活動団体と区等がその組織を構成する人の総意として、意見を市議会と市長へ述べられることを規定しています。

第４項では、市の執行機関の事務事業を、その役割に応じて市民活動団体や区等へ委託できることを規定しています。なお、その場合は実施に必要な経費等についての措置を講じることとしています。

第4章 住民投票

第29条（住民投票）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（住民投票） 第 条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。		（住民投票） 第29条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。
2 市民、議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。		2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

【条文解説】

現在、小諸市においては常設の住民投票条例が無いため、必要な場合は案件ごとに個別に住民投票条例を設置して住民投票を行なう形となっています。この場合、住民投票の実施にあたっては、まず議会議決を経て条例を設置することが必要となり実際の投票までには、多くの時間を要してしまいます。また、住民が住民投票を請求しても議会で否決された場合には実施することができません。この様なことから、小諸市自治基本条例では、住民投票の対象事項などを予め定めた常設の住民投票条例を今後設置することを前提として、条文を作成してあります。

第1項では、市政に係る最重要事項について、住民の意思を広く確認することが必要な場合には、住民投票条例により市長が住民投票を実施することができることを規定しています。

第2項では、住民への最終的な意思確認である住民投票の結果を、市民、市議会、市の執行機関は尊重しなければならないことを規定しています。

第 30 条（住民投票の請求）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（住民投票の請求） 第 条 年齢満 18 歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。		（住民投票の請求） 第 30 条 年齢満 18 歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。
2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければなりません。		2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければなりません。
3 議会は、市政に係る重要事項について、議員定数の 12 分の 1 以上の賛成を得て、市長に対して住民投票の実施を発議することができます。		3 <u>市議会議員</u> は、市政に係る重要事項について、議員定数の 12 分の 1 以上の賛成を得て、住民投票の実施を発議することができます。
4 市長は、前 2 項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければなりません。		4 市長は、前 2 項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければなりません。
5 市長は、第 1 項の請求に係る署名数が、総数の 4 分の 1 を越えたときは、住民投票を実施しなければなりません。		5 市長は、第 1 項の請求に係る署名数が、総数の 4 分の 1 を超えたときは、住民投票を実施しなければなりません。
6 住民投票の投票権を有するものは、年齢満 18 歳以上の住民とします。	・定住外国人を含んだ住民の定義が必要。	6 住民投票の投票権を有する者は、年齢満 18 歳以上の住民とします。
7 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めるものとします。		7 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。

【修正】

・「議会」→「市議会議員」、「市長に対して」

市議会議員が議会で発議することから、表現を改めました。

【条文解説】

ここでは、住民投票の請求から実施までの大まかな流れを規定しています。

第1項、第2項では、満18歳以上の住民の50分の1以上の連署により市長に対して住民投票の実施を請求することができ、請求があった場合は、意見を付して議会に付議しなければならないとして、住民からの請求要件と請求があった場合は、議会に付議しなければならないことを規定しています。

ここで年齢を満18歳以上とした理由は、日本国憲法の改正手続に関する法律、いわゆる国民投票法において、投票権を満18歳と定めていることから、住民投票においても整合を図り、請求権も同様に満18歳以上としました。

第3項では、議会での住民投票の発議要件を規定しています。議員定数の12分の1以上の賛成としているのは、地方自治法における議会での議員提案できる場合との整合を図ったためです。

第4項では、前2項の場合において、市議会で議決したときは、市長は住民投票を必ず実施しなければならないと規定しています。

第5項では、第1項の請求に係る署名数が、4分の1を超えたときには、住民投票を実施しなければならないとして、議会議決を経なくても必ず実施される要件を規定しています。その要件を4分の1以上とした理由は、現行法の中で住民投票を実施する要件として、議会の解散や長、議員の解職の請求の場合は、3分の1以上の連署を必要としている地方自治法の規定が最も厳しく、一方、50分の1以上の連署をもって合併協議会の設置を住民が請求し、それを議会が否決した場合は、さらに6分の1以上の連署をもって住民投票を請求した場合、必ず住民投票を実施しなければならないとしている合併の特例に関する法律の規定が最も低い要件となっています。このことから、あくまで住民投票は、自治体運営の原則である2元代表制を補完するべきものであるとの考えも踏まえ、住民が自ら選挙により選んだ市長や議員の解職の請求要件よりは低く、協議を始めるための協議会の設置の請求要件よりは厳しくする必要があると考え、また、住民投票は、住民意思の最終的な確認手段であることから、解職等の請求の次に厳しい4分の1としました。

第6項では、住民投票の投票権を請求の場合と同様に満18歳以上としました。

第7項では、必要な事項を別に条例で定めるとし、常設の住民投票条例を設置することを規定しています。

第5章 その他

第31条（条例の見直し）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（条例の見直し） 第 条 市長は、4 年を超えない期間ごとに、市民を含めた検討委員会による評価及び検討を行ない、必要な場合は、この条例の見直し等の措置を講ずるものとします。	・検討委員会による評価及び検討は義務化する必要がある。	（条例の見直し） 第31条 市長は、4 年を超えない期間ごとに、市民を含めた検討委員会による評価及び検討を行ない、必要な場合は、この条例の見直し等の措置を講じます。

【条例解説】

小諸市の最高規範である自治基本条例が、最高規範として相応しいものであるか、社会情勢に適合しているか定期的に見直しを行なう必要があります。少なくとも市長任期である4年に1回は見直すこととし、見直しにあたっては、市の執行機関だけでなく市民参加によって評価、検討を行なうことを規定しています。定期的な見直しを行なうことは、多くの市民の関心の向上や自治基本条例を共有する機会にもなります。

今後、評価や見直しの制度の確立、組織の立ち上げを行なっていきます。

（補足）

事務局たたき台	ワーキンググループでの意見・決定事項等	修 正
（補足） 第 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとします。		削除

【修正】

・「条文」の削除

小諸市における自治の最高規範であるため、施行規則を定めず、具体的な実施の内容等は自治基本条例に沿った例規を整備していくことから、条文を削除します。